

建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

一	建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（抄）（第一条関係）	1
二	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）（第二条関係）	24
三	建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）（附則第四条関係）	26
四	建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）（抄）（附則第五条関係）	28

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章の二 免許（第一条の二―第九条の七）</p> <p>第二章の三（略）</p> <p>第二章の四 定期講習（第十七条の三十六・第十七条の三十七）</p> <p>第二章の五 設計受託契約等（第十七条の三十八―第十七条の四十）</p> <p>第三章 建築士事務所（第十八条―第二十二條の六）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（構造設計図書及び設備設計図書）</p> <p>第一条 建築士法（以下「法」という。）<u>第二条第七項の国土交通省令で定める建築物の構造に関する設計図書は、次に掲げる図書（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八條の十第一項の規定により、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六條の二の十一第一号で定める一連の規定に適合するものであることの認定を受けた型式による建築物の部分に有する建築物に係るものを除く。）とする。</u></p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 法<u>第二条第七項に規定する国土交通省令で定める建築設備に関する設計図書は、建築基準法施行規則第一条の三第四項の表一の各項の（い）欄に掲げる建築設備の区分に同じそれぞれ当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（設備関係規定が適用される建築設備に係るものに限る。）とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章の二 免許（第一条の二―<u>第九条の五</u>）</p> <p>第二章の三（略）</p> <p>第二章の四 定期講習（<u>第十七条の三十六・第十七条の三十七</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 建築士事務所（<u>第十八条―第二十三條</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第二十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（構造設計図書及び設備設計図書）</p> <p>第一条 建築士法（以下「法」という。）<u>第二条第六項の国土交通省令で定める建築物の構造に関する設計図書は、次に掲げる図書（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八條の十第一項の規定により、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六條の二の十一第一号で定める一連の規定に適合するものであることの認定を受けた型式による建築物の部分に有する建築物に係るものを除く。）とする。</u></p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 法<u>第二条第六項に規定する国土交通省令で定める建築設備に関する設計図書は、建築基準法施行規則第一条の三第四項の表一の各項の（い）欄に掲げる建築設備の区分に同じそれぞれ当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（設備関係規定が適用される建築設備に係るものに限る。）とする。</u></p>

(登録事項)

第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 法第十条の二の二第二項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

六 八 (略)

(登録事項の変更)

第四条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

(免許証の書換え交付)

第四条の二 一級建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、一級建築士免許証(以下「免許証」という。)又は一級建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合において

(登録事項)

第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 法第十条の二の二第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

六 八 (略)

(登録事項の変更)

第四条 (略)

2 一級建築士は、前項の規定による届出をする場合において、一級建築士免許証(以下「免許証」という。)又は一級建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の届出があつた場合においては、名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(新設)

は、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 一級建築士が法第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免許証明書[〓]を国土交通大臣に返納しなければならない。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の二第二項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の二第二項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第十二号に規定する修了証

二 法第十条の二第二項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

2・4 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

第九条の四 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第四

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 一級建築士が法第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)

第九条の三 法第十条の二第二項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の二第二項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第二十八条第十二号に規定する修了証

二 法第十条の二第二項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

2・4 (略)

(新設)

条第一項の規定による届出をする場合において、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項に変更があつたときは、当該構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第十条の二の二第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を書き換えて、申請者に交付する。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の再交付)

第九条の五 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を汚損し又は失つた場合においては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の領置)

第九条の六 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である一級建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該一級建築士に対して、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(規定の適用)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の再交付)

第九条の四 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を汚損し又は失つた場合においては、遅滞なく、建築士証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(規定の適用)

第九條の七 中央指定登録機関が法第十條の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一條の二第一項、第二條、第四條から第五條まで、第六條第四項、第七條及び第九條の二から第九條の五までの規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第二條第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四條の二の見出し及び同條第三項並びに第五條の見出し及び同條第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四條の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同條第二項中「法第五條第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五條第三項の規定により免許証明書」と、第五條第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七條第一項中「免許を取り消した場合又は第六條第三項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二條の規定により第六條第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九條の二第一項中「法第六條第二項」とあるのは「法第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第二項」と、同條第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九條の三第一項中「法第十條の二の二第一項又は同條第二項」とあるのは「法第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十條の二の二の二第一項又は同條第二項」と、同條第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九條の四第二項中「法第十條の二の二第四項」とあるのは「法第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十條の二の二第四項」とする。

第九條の五 中央指定登録機関が法第十條の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一條の二第一項、第二條、第四條、第五條、第六條第四項、第七條、第九條の二、第九條の三及び第九條の四の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第二條第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四條第二項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同條第三項、第五條の見出し及び同條第二項並びに第六條第四項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第五條第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七條第一項中「免許を取り消した場合又は第六條第三項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二條の規定により第六條第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九條の二第一項中「法第六條第二項」とあるのは「法第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第二項」と、同條第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九條の三第一項中「法第十條の二第一項又は同條第二項」とあるのは「法第十條の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十條の二第一項又は同條第二項」と、同條第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」とする。

(実務の経験の内容)

第十条 法第十四条第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。

一 建築物の設計(法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の四第一項第一号において同じ。)に関する実務

二 三六 (略)

2・3 (略)

(建築設備士)

第十七条の十八 建築設備士は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(登録の申請)

第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 三六 (略)

三 三六 (略)

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

(実務の経験の内容)

第十条 法第十四条第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。

一 建築物の設計(法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の五第一項第一号において同じ。)に関する実務

二 三六 (略)

2・3 (略)

(建築設備士)

第十七条の十八 法第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備士」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(登録の申請)

第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 三六 (略)

三 三六 (略)

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

一 一級建築士 定期講習	(略)	(略)
二 構造設計一 級建築士定期 講習	法第十条の二の二第一項 の構造設計一級建築士証 の交付を受けた者であつ て、構造設計一級建築士 定期講習を受けたことが ない者	法第十条の二の 二第一項第一号 に規定する講習 を修了した日の 属する年度の翌 年度の開始の日 から起算して三 年以内
三 設備設計一 級建築士定期 講習	法第十条の二の二第二項 の設備設計一級建築士証 の交付を受けた者であつ て、設備設計一級建築士 定期講習を受けたことが ない者	法第十条の二の 二第二項第一号 に規定する講習 を修了した日の 属する年度の翌 年度の開始の日 から起算して三 年以内

25 (略)

第二章の五 設計受託契約等

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

一 一級建築士 定期講習	(略)	(略)
二 構造設計一 級建築士定期 講習	法第十条の二第一項 の構造設計一級建築 士証の交付を受けた 者であつて、構造設 計一級建築士定期講 習を受けたことがな い者	法第十条の二第一項 第一号に規定する講 習を修了した日の属 する年度の翌年度の 開始の日から起算し て三年以内
三 設備設計一 級建築士定期 講習	法第十条の二第二項 の設備設計一級建築 士証の交付を受けた 者であつて、設備設 計一級建築士定期講 習を受けたことがな い者	法第十条の二第二項 第一号に規定する講 習を修了した日の属 する年度の翌年度の 開始の日から起算し て三年以内

25 (略)

(新設)

(新設)

第十七条の三十八 法第二十二條の三の三第一項第六号に規定する

国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 二 建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
- 三 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- 四 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- 五 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名
- 六 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
- 七 設計又は工事監理の実施の期間
- 八 第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法

（情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の三十九 第十七条の十六の規定は、法第二十二條の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは、「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、同条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

第十七条の四十 第十七条の十七の規定は、令第七条第三項におい

（新設）

（新設）

て同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七条の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第十七条の三十九において読み替えて準用する第十七条の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と読み替えるものとする。

(添付書類)

第十九条 法第二十三条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第二十三条の二の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

(削る)

二(四) (略)

五 登録申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書

(登録事項)

第二十条の二 法第二十三条の三第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、法第二十六条第一項又は第二項の規定による取消し、戒告又は閉鎖の処分（当該処分を受けた日から五年を経過したものを除く。）及びこれらを受けた年月日並びに建築士事務所に属する建築士の登録番号とする。

2・3 (略)

(設計等の業務に関する報告書)

第二十条の三 法第二十三条の六第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(添付書類)

第十九条 法第二十三条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第二十三条の二の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 建築士事務所に属する建築士の氏名並びにその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、登録番号及びその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨を記載した書類

三(五) (略)

六 登録申請者が法人である場合には、定款

(登録事項)

第二十条の二 法第二十三条の三第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、法第二十六条第一項又は第二項の規定による取消し、戒告又は閉鎖の処分（当該処分を受けた日から五年を経過したものを除く。）及びこれらを受けた年月日とする。

2・3 (略)

(設計等の業務に関する報告書)

第二十条の三 法第二十三条の六第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該事業年度において法第二十四条第四項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
2～4 (略)

(削る)

(管理建築士の業務要件)
第二十条の四 (略)

2 (略)

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十一条 法第二十四条の四第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 法第二十四条第四項の規定により意見が述べられたときは、

当該意見の概要

2～5 (略)

(重要事項説明)

第二十二條の二の二 法第二十四条の七第一項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、第十七條の三十八第一号から第六号までに掲げる事項とする。

(削る)

三 当該事業年度において法第二十四条第三項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
2～4 (略)

(登録簿等の閲覧)

第二十条の四 法第二十三条の九第三号に規定する建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条第二号に掲げる書類（法第二十三条第一項の規定による建築士事務所についての登録に係るものに限る。）とする。

(管理建築士の業務要件)
第二十条の五 (略)

2 (略)

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十一条 法第二十四条の四第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 法第二十四条第三項の規定により意見が述べられたときは、当

該意見の概要

2～5 (略)

(重要事項説明)

第二十二條の二の二 法第二十四条の七第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 建築士事務所の名称及び所在地

二 建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）

(書面の交付)

第二十二條の三 法第二十四條の八第一項第二号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

第二十二條の五 第十七條の十七の規定は、令第七條第四項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七條の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第一項において読み替えて準用する第十七條の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(立入検査をする職員の証明書の書式)

第二十三條 法第十條の二第三項(法第二十六條の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する証明書は、第八号書式によるものとする。

- 三 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- 四 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- 五 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名

六 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

(書面の交付)

第二十二條の三 法第二十四條の八第一項第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

第二十二條の五 第十七條の十七の規定は、令第七條第三項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七條の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第一項において読み替えて準用する第十七條の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

(立入検査をする職員の証明書の書式)

第二十三條 法第二十六條の二第二項の規定により立入検査をする職員が携帯すべき証明書は、第八号書式によるものとする。

第四章 雜則

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第十条第一項の規定により戒告を与え、同条第二項の規定により聴聞を行い、同条第三項の規定により参考人の意見を聴き、及び同条第五項の規定により公告(同条第一項の規定により戒告を与えたときに係るものに限る。)すること。

四 法第十条の二第一項の規定により必要な報告を求め、立入検査させ、又は関係者に質問させること。

五 法第十条の二の二第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第四項の規定による受納をすること。

六・七 (略)

八 第四条第一項の規定による届出を受理すること。

九 第四条の二第二項の規定による免許証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。

十・十三 (略)

十四 第九条の四第二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。

十五 第九条の五第一項の規定による建築士証の再交付の申請を受理し、同条第二項の規定により再交付し、及び同条第三項の規定による受納をすること。

十六 第九条の六の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、これを領置すること。

(権限の委任)

第二十四条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・二 (略)

三 法第十条第一項の規定により戒告を与え、同条第二項の規定により聴聞を行い、及び同条第三項の規定により参考人の意見を聴くこと。

四 法第十条の二第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第四項の規定による受納をすること。

五・六 (略)

七 第四条第一項の規定による届出を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。

八・十一 (略)

十二 第九条の四第一項の規定による建築士証の再交付の申請を受理し、同条第二項の規定により再交付し、及び同条第三項の規定による受納をすること。

第五号書式 (第二十条関係) (A4)

正	副
---	---

二級
二級建築士事務所登録申請書
木造

(第一面)

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当するの中に✓印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※ 手数料欄

二級
二級建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書
本造

類の記載事項は事実には相違ありません。

平成 年 月 日

登録申請者氏名 _____ 印

知事

指定事務所登録機関殿

(名称) _____

建 事

ふり

がな

第五号書式 (第二十条関係) (A4)

正	副
---	---

二級
二級建築士事務所登録申請書
木造

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当するの中に✓印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※ 手数料欄

二級
二級建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書
本造

類の記載事項は事実には相違ありません。

平成 年 月 日

登録申請者氏名 _____ 印

知事

指定事務所登録機関殿

(名称) _____

建 事

ふり

がな

事務所	名称	電話	番		
	所在地				
登録申請者	個人である	住所	住所		
	法人である			建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>
建築士事務所	名称	住所	住所		
	所在地			登録番号	
建築士事務所	名称	住所	住所		
	所在地			登録を受け た都道府県 名（二級建 築士又は木	
建築士事務所	名称	住所	住所		
	所在地			登録を受け た都道府県 名（二級建 築士又は木	

事務所	名称	電話	番		
	所在地				
登録申請者	個人である	住所	住所		
	法人である			建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>
建築士事務所	名称	住所	住所		
	所在地			登録番号	
建築士事務所	名称	住所	住所		
	所在地			登録を受け た都道府県 名（二級建 築士又は木	
建築士事務所	名称	住所	住所		
	所在地			登録を受け た都道府県 名（二級建 築士又は木	

		造建築士事務所の場合 上		
管理建築士講習を修了した年月日		平成 年 月 日	修了証番号	
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		平成 年 月 日 (都道府県) 知事登録第 号	※ 査	
新 規 <input type="checkbox"/>	更 新 <input type="checkbox"/>	※ 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 年 月 日 (都道府県) 知事登録第 号	※ 査

(第二面)

所属建築士名簿

【記入注意】 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にしを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

事理士 務寸		一級建築士、 二級建築士又は は木造建築士 の別		登録を受け た都道府県 名 (二級建 築士又は木 造建築士事 務所の場合 上)
管理建築士講習を修了した年月日		平成 年 月 日	修了証番号	
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		平成 年 月 日 (都道府県) 知事登録第 号	※ 査	
新 規 <input type="checkbox"/>	更 新 <input type="checkbox"/>	※ 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 年 月 日 (都道府県) 知事登録第 号	※ 査

ふりがな 氏名	一級建築士、二級 建築士又は木造建 築士の別	登録番 号	登録を受けた 都道府県名（ 二級建築士又は 木造建築士 の場合）	構造 設計 一級 建築 士又 は設 備設 計一 級建 築士 であ る場 合に あつ ては その 旨	構造設 計一級 建築士 証又は 設備設 計一級 建築士 証の交 付番号

(備考)
 別紙 有 無 計 社
 一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士
 名 名 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

【記入注意】

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にしを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

氏名 <small>タリ ナ</small>	役名	生年月日
男・一女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

男・一女		明治・大正 昭和・平成	年 月 日
男・一女		明治・大正 昭和・平成	年 月 日
男・一女		明治・大正 昭和・平成	年 月 日

(備考)
別紙 有
無

第六号書式 (第二十条関係) (A4)
添付書類 (イ) (略)
(冠N)

添付書類 (ロ)					所属建築士名簿				
氏名	一級建築 士、二級 建築士又 は木造建 築士の別	登録番 号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士又 は木造建築士 の場合)	構造計算 一級建築 士又は設 備設計建 築士であ る場合に	構造設計一 級建築士証 又は設備設 計一級建築 士証の交付				

第六号書式 (第二十条関係) (A4)
添付書類 (イ) (略)

記

- 1・2 (略)
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4～7 (略)
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 (略)
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 (略)

〔記入注意〕

- 1 (略)
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

第八号書式（第二十三条関係）
（表面）

記

- 1・2 (略)
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4～7 (略)
- 8 (略)
- 9 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 10 (略)

〔記入注意〕

- 1 (略)
- 2 3から7まで、9又は10のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

第八号書式（第二十三条関係）
（表面）

平成 年 月 日 交付第 号 (使用期間 1 万年)

職 名	氏 名	生年月日

建築士事務所等

立入検査証

印

(発行者)

平成 年 月 日 交付第 号 (使用期間 1 万年)

職 名	氏 名	生年月日

建築士事務所

立入検査証

印

(都道府県知事)

(裏 面)

この証明書を携帯する者は建築士法により建築士事務所等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

建 築 士 法 抜 粋

第十条の二 国土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対しその業務に
関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業
務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、

(裏 面)

この証明書を携帯する者は建築士法により建築士事務所等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

建 築 士 法 抜 粋

第十条の十三 (略)
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認

若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条の二 都道府県知事は、第十条の二第二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

められたものと解釈してはならない。

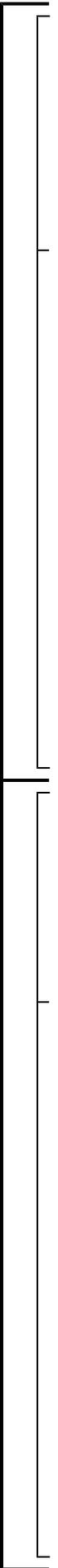
第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

新	旧								
<p>（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等） 第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。 一 建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士 二 一〜四（略） 三 二（略）</p> <p>別記様式 第六十八号書式（第十一条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする）</p> <div data-bbox="486 219 742 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">建築基準法による確認済</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;">（略）</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">（略）</td> </tr> </table> </div> <p>（注意） 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて</p>	建築基準法による確認済		（略）	（略）	<p>（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等） 第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。 一 建築士法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士 二 一〜四（略） 三 二（略）</p> <p>別記様式 第六十八号書式（第十一条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする）</p> <div data-bbox="486 1153 742 2027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">建築基準法による確認済</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;">（略）</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">（略）</td> </tr> </table> </div>	建築基準法による確認済		（略）	（略）
建築基準法による確認済									
（略）	（略）								
建築基準法による確認済									
（略）	（略）								

記入してください。

		新				旧	
(略)	管工事業	(略)	<p>一 一、三 (略)</p> <p>四 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備となつた後管工事業に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>五・六 (略)</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>
(略)	電氣工事業	(略)	<p>一 一、四 (略)</p> <p>五 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備となつた後電氣工事業に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 (略)</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	(略)	<p>一 一、四 (略)</p> <p>五 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備に關する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電氣工事業に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 (略)</p>
(略)	管工事業	(略)	<p>一 一、三 (略)</p> <p>四 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備に關する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事業に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>五・六 (略)</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>



○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）（抄）（附則第五条関係）（傍線部分は改正部分）

新

（登録講習機関登録簿の記載事項）
 第二十四条 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の二の二第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。

（準用）

第四十一条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十四条	法第十条の二の二第一項第一号	法第二十二条の二
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（準用）

第四十四条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十

旧

（登録講習機関登録簿の記載事項）
 第二十四条 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の二の二第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。

（準用）

第四十一条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十四条	法第十条の二の二第一項第一号	法第二十二条の二
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（準用）

第四十四条 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十

五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第二十四条	(略)	(略)
(略)	法第十条の二の二第一項第一号	法第二十四条第二項
(略)	(略)	(略)

別記様式

第八号書式 (第二十八条関係)	修了証
(略)	
この者は、 <u>建築士法第10条の2の2第1項第1号</u> の講習の課程を修了した者であることを証します。	
(略)	

五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第二十四条	(略)	(略)
(略)	法第十条の二第一項第一号	法第二十四条第二項
(略)	(略)	(略)

別記様式

第八号書式 (第二十八条関係)	修了証
(略)	
この者は、 <u>建築士法第10条の2第1項第1号</u> の講習の課程を修了した者であることを証します。	
(略)	